

Title	前田多門の公民教育思想：敗戦直後の公民教育構想に関する一考察
Sub Title	Tamon Maeda's ideas of civic education
Author	山田, 規雄(Yamada, Norio)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2009
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.67 (2009.) ,p.1- 14
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000067-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

前田多門の公民教育思想

——敗戦直後の公民教育構想に関する一考察——

Tamon Maeda's ideas of civic education

山 田 規 雄*

Norio Yamada

The purpose of this study is to make clear Tamon Maeda's ideas of civic education and meaning of "Design of Civic Education" suggested by Japanese government right after loss of the WWII. Tamon Maeda inducted into the Minister of Education right after WWII and he promoted "Design of Civic Education".

Maeda's ideas of civic education influenced by his opinions about home rule and labor problem delivered before WWII.

And then, Christianity is at the core of Maeda's thought, so he wrestled with a difficult problem about combine the Japanese monarchy with democracy as Christian. Its outcome showed itself in his ideas of civic education.

1. はじめに

1945（昭和20）年8月15日の敗戦により天皇制が存続の危機に直面する状況において、大日本帝国憲法や教育勅語の取り扱いが焦点となることは明白であった。敗戦直後から、文部大臣による「新日本建設ノ教育方針」の発表（9月15日）やGHQによる4大教育指令など、その後の戦後教育改革に連なる施策が展開されることになる。中でも、1945（昭和20）年9月から政府によって唱えられた「公民教育振興策」を起点とし、11月の「公民教育刷新委員会」の設置および答申（12月）、翌年10月の『中等学校・青年学校公民科教師用書』発行に至る一連の「公民教育構想」は、「戦後国民教育の新たな理念と方向を打ち出すべくなされた¹⁾」と評されるとともに、CIE（民間情報教育局）の担当者が公民科構想を社会科へ発展させるよう提案がなされたことをきっかけに社会科の新設が決定したという経緯から、その後1947（昭和22）年に設置される社会科に影響を与えたとも考えられる重要な施策の一つである。

先行研究では、学校教育における公民教育である公民科には戦前の日本に限らず一般的に、近代立憲主義＝民主主義の持つ「イデオロギーとしての民主主義」と「理念としての民主主義」に対応して、「イデオロギーとしての公民科教育」と「理念としての公民科教育」の側面が存在し、両者の関係が近

*聖園女学院中学校・高等学校

代日本の公民科の変遷を考える上で重要な意味を持つことが明らかにされている²⁾。一方、敗戦直後という時期や、構想を唱えた主体により具体的に規定されることになった公民教育構想の性格・役割が検討されてきたとは言い難い。「イデオロギーとしての民主主義」と「理念としての民主主義」の両義性は、特に明治維新以降近代日本においては憲法を超越する存在として天皇をとらえる「絶対主義的君主観」と、天皇機関説に代表されるような「制限主義的君主観」のせめぎあいとして表れた。そして、それに対応する形で「天皇制国家の形成を担う人間像」と「自由主義的、人格主義的人間像」がそれぞれあるべき国民像として想定されることになったのである³⁾。両者のせめぎあいが、敗戦直後の公民教育構想の性格規定にどのような影響をおよぼしたのだろうか。

本稿では、敗戦直後の公民教育構想を文部大臣として推進した前田多門の公民教育思想を検討する。前田は1909（明治42）年に東京帝国大学法科大学を卒業後、第一高等学校時代以来の恩師である新渡戸稲造のすすめもあり内務省に入省、群馬県利根郡長や内務省書記官など内務官僚としての経歴を歩むが、1920（大正9）年に後藤新平の誘いを受け内務省を辞し東京市助役に就任、その後国際労働事務局の日本政府代表を経て1928（昭和3）年より朝日新聞論説委員を務め、1945（昭和20）年8月から翌年1月まで文部大臣の座にあった。

以上のような経歴を歩む一方、前田は青年学校「修身及公民科」の教授要目調査委員会委員に名を連ね⁴⁾、昭和研究会に設置された教育問題研究会にも参加するなど⁵⁾、戦前から公民科教育に関する発言を行っており、またキリスト者として天皇制と信仰、民主主義を接合するという課題に直面していた。本稿では、戦前における前田の公民教育思想およびその形成過程、文部大臣時代に述べた公民教育と「日本的民主主義」に関する議論を検討することで、戦前の公民科と敗戦直後の公民教育構想の関係や性格規定を明らかにしていきたいと考える。

なお、本稿での史料の引用は原則として新字体・常用漢字を用い、新仮名遣いに改めた。

2. 公民教育思想の形成

1) 労働問題について

すでに述べたように前田は、公民教育に関心を持つ以前は労働問題および地方自治・選挙に関する発言を行っていた。戦前の公民教育は自治教育、労働対策および政治教育が主要な軸であったとされるが⁶⁾、前田についてもその地方自治・選挙に関する主張と公民教育思想との結びつきが明らかにされなければならない。

前田はILO日本政府代表として、ジュネーブにおいて開催された第五回国際労働会議（1923年）から第九回国際労働会議（1927年）まで参加している。この時期日本政府が直面することとなったのは、労働代表資格問題であった。ILO総会には各国政府代表二名のほか使用者代表、労働代表各一名が参加することとされていたが、日本政府が国内に労働者を代表する団体が存在しないという理由から労働代表を直接任命したことで、総会において各国の特に労働代表からその資格に問題があると批判を受けたばかりでなく、日本政府から任命された労働代表自身はその資格を否認するという事態に陥っていた。これについて前田は、日本政府代表として国際労働会議に参加したうえで政府の方針変更を迫り、受け入れられなければ辞任する覚悟であった、と後日回想している⁷⁾。

前田がこのような決意のもと労働組合の代表をILO総会に送るよう水野内務大臣宛に意見書を送った結果、第六回国際労働会議からは日本労働総同盟会長の鈴木文治が労働代表として参加することとな

り、この問題は一応の解決をみた⁸⁾。しかしその一方で前田は階級意識に基づいた労働運動を手放して礼賛するわけではなく、前出の労働代表資格問題の解決がもたらした結果について「日本の労働運動をどの位穏健化したか解らない⁹⁾」と評価する。ここでは、労働代表資格問題の解決が「過激な」国内労働運動の穏健化に寄与したということ、労働運動を過激なものと同様なものに区別した上で後者のみを容認するという姿勢が示されているといえよう。

「過激な」労働運動およびその主義主張に対する警戒感、地方自治における革新勢力の進出に際しても同様に表明される。前田は、地方議会における政友会・民政党の対立や選挙違反事件を非難した上で、「無産派議員が議会のごく少数である場合でも、彼らの與ふる刺戟は、よく自治政に種々な変化を與へる。例へば、彼等一派の反抗に依って吏員が退職の已むなきに至ったところもあり、無産派が、喧しくいふために、宴会費を節約したとか、議員の遊山半分の出張を廃止したとかいふことをよく聞く¹⁰⁾」として、地方議会における無産派、革新勢力の進出を歓迎する。その一方で「今、識者が割合に無産派議員に好意を寄せるのは、何もその奉ずる主義や階級意識を賛成するためにあらずして、比較的人格者が多いからといふ理由に外ならぬ。もしこの事実が裏切られる時は、必ず一種の反動が起るであらう¹¹⁾」とも述べ、過激な階級闘争に対して否定的態度をとる。

以上のような主張からは、前田が労働問題の存在およびその現実を認めつつも過激な階級闘争を否定し、穏健化を図ることが可能でありかつそれが労働問題の解決に有効であるという認識が存在していたことが指摘されよう。そしてこのような認識は、次節で詳述する地方自治や国政における無産政党への期待の表明と密接に関連するものであった。

2) 地方自治について

前田は「自治」の意味について、それはただ自分のことは自分です、人に迷惑をかけない、あるいは人に依頼をしないということだけではなく、「自ら」「治める」という以上は何らかの公共の意味を含んでいることを指摘する。そして、自分が自分を治めることは無論として、その自分も一員である共同生活体における共同の事柄を処理する責任を負うという意味が自治の中に含まれていなければならないとする¹²⁾。

しかし日本における自治精神の現状について、前田は「自治精神の発達極めて幼稚である¹³⁾」として厳しい評価を下す。日本における地方自治制度である「市制及び町村制」は1888（明治21）年に発布されているが、「1926（大正15）年の改正により、国政における普通選挙制度同様、納税の有無は選挙被選挙資格に無関係とされ、全国の公民数は、780万人余から1250万人余に増加した¹⁴⁾」。しかし、実際に行われている選挙の実態は買収や汚職事件が後を絶えず、有権者に対していかに「自治の精神」を徹底するかが課題となるが、前田はその手段について「真剣な公民教育、自治訓練の行われることは、地方自治のためは勿論、国家将来のために極めて大切なのである¹⁵⁾」とし、公民教育の重要性を訴えている。

また前田は政党の地方自治への進出について、地方自治が党勢拡張の道具にされ、地方利害が中央の政治腐敗の種となることや、頻繁な地方官の更迭が政党関係によって行われることなどを「党弊」として挙げ、「不満の点が頗る多い¹⁶⁾」とする。しかし前田は地方政治における政党の存在そのものを否定するのではなく、「徒に党弊を嘆く代りに、如何にしたら政党を真に地方行政に適合したものに作り上げる事が出来るか、如何にしたら党弊を最小限度に減じ得るか、如何にして党人の自制心を喚起しう

るかの方法を積極的に講ずる方が、より賢明であろう¹⁷⁾。」と、政党それ自体の意義を強調している。

こうして前田は有権者に対して「自治精神」を求めるとともに、政党勢力に対しては「党弊」を非難しつつも政党政治そのものは否定せず、特に無産政党に対して一定の期待を寄せたのであるが、このような主張の背景には地方自治における政治の作為的な努力を重視する自治観が存在していた。

自治という言葉は、「おのずから治まる」とも訓めるし、「みずから治める」とも訓める。若し人生の理想から言うならば、特に多くの技巧工夫を加えず、おのずから治まって居る社会を持つことが最も望ましいであろう。然しそれは人口密集し、社会の各要因が各々異なった利害関係を有する近代社会に於て到底実現し得べくもない。……従って吾人の属する地方団体が大都市であればあるだけ、不斷の努力によって「みずから治める」の喫緊なるを知る¹⁸⁾。

前田によれば、地方自治特に都市においては、各地・各層から集まった人々が衛生・都市改良といった問題に対処するため、「みずから治める」ための作為的な努力が必要とされる。ここでは、社会階層や政治の作為性を、現実として受け入れる姿勢が見られるといえよう。このような前田の地方自治観は、彼を東京市助役に抜擢した後藤新平のそれとは異なるものであった。後藤は、生物特に人類の目的は本能的な「生理的動機」に基づく「生理的円満」を得ようとするところにあり、この「生理的円満」を得るために国家が形成されるとする。従って、ルソー流の社会契約論は否定される¹⁹⁾。この「生理的動機」によって形作られた国家においては「斯く生物が自治の本能を有っているが如く、別けて人類は自治の本能を有って居る²⁰⁾」とされ、自治および自治体もまた人間の持つ本能をその基盤とする。また後藤は地方自治における政党について、その争いが地方自治体の行政に悪影響を及ぼしている現状を非難する。

…義務を怠り、権利のみを要求することが現代式であるような考えを以て往けば、啻其人を誤るばかりでなく、此社会の改造、都市の改造、都市生活の改善に対して非常な障害を来す所のものである、此思想を一掃することは最も必要である。それで是等の理解若しくは観念が正当に導かれることを妨げるものは即ち政党の競争である²¹⁾。

後藤は1913（大正2）年の立憲同志会脱党以降、現実の政党勢力に対しては中立的姿勢をとり、無産政党に対して評価を与えることも無く、それを選挙する市民に対して自治精神の發揮を訴え自らの理想的政党の実現を目指すことになる。このような後藤の現実の政治勢力に対する評価の背景には、自治精神が人間の持つ本能であり、政治は「現実的の力」ではなく「奉仕」を重視すべきものであるとの主張が存在していたのである²²⁾。これは、前田の地方自治における「みずから治める」ための作為的な努力や社会階層の存在を認める立場とは異なり、むしろ「おのずから治まる」ことを理想とする立場としてとらえることができるだろう。前田と後藤の間には、「自治」について「みずから治める」か、それとも「おのずから治まる」ことを理想とするかという相違が存在しており、これはとりわけ無産政党に対する評価の相違につながったといえよう。前田の無産政党に対する一定の評価は、過激な階級闘争を否定した上で労働問題の解決を図る主張とも結びついていた。このような労働問題および地方自治に対する前田の姿勢は、後年展開されることになる自身の公民教育思想を特徴付ける基礎となったのである。

3. 戦前における公民教育思想

1) 公民教育の意義

1930年代半ばは、美濃部達吉の天皇機関説をめぐる論争を発端として国体明徴運動が展開された時期であった。前田は、国家主義や団体主義あるいは全体主義が強調されている時代において、それらを基礎から強固にするために前田が重視するのは、「全部」としての国家に対する「一部」としての個人である。前田は、団体主義、国家主義の必要性を認めたとうえで、「個人の一人々々の精神が鍛錬される事なくして、たゞ群集心理的に団体の多数を恃むような、お祭り気分の団体主義、国家主義は寧ろその国、その社会を危うくする²³⁾。」と主張し、「自分で本当に良心に省て正しい事ならば、千萬人と雖も我往く、という心持²⁴⁾」すなわち「強固なる不動心²⁵⁾」を持つ個人を養成することが必要であり、そのような人間こそが「本当に強い国家的活動」つまり「尊い」団体主義、国家主義に貢献するという事を説く²⁶⁾。

さらに「強固なる不動心」とともに前田の公民教育思想において重要な位置を占めるのが「社会連帯」、具体的には「地方自治」である。前田によれば、封建政治から立憲政治へと変化してまだ日が浅いため、立憲政治が求める「治められるものが同時に治める側の責任の一部を分担する」習慣が確立されておらず、公共生活を自らの問題ではなく、他人事のようにとらえていると指摘する。治者と被治者の一致の習慣を身につけるために、単なる知識の蓄積ではなく「知らぬ他人に対して、我々は社会連帯を考える。…知ると知らざるとを問わず、相結んで、…国家の目的に帰着をして行く」精神を養う公民教育が必要であるとされるが、前田は日常生活における社会連帯のありかたとして地方自治と立憲政治および国体の関係に言及している²⁷⁾。

立憲政治、更に立憲政治を通して本当に国体明徴を期して行こうという場合の過程として、我々は地方自治というものを有って居る。各地方々々を、お上から戴いた自治権によって、その土地その土地をお預かりして、そして之を我々の自治的の共同動作によって治めて行く。その事柄は、結局は国家的目的に朝宗し、帰着して行くのであるが、それからだんだんのし上げて行って、地方自治から立憲政治になっていく。立憲政治を通して国体明徴に到達して行く²⁸⁾。

したがって前田は、「知らぬ他人に対しても社会連帯を考える」人々の手になる地方自治を行うことにより「治者と被治者の一致」を確立することで、立憲政治ひいては国体明徴が実現される事を構想していたのである。

こうして前田は公民教育の必要性を唱えるのであるが、そこで問題となるのが「国民」と「公民」の関係である。前田は、「国民」も「公民」もともに国家に対する関係において考えられる観念である点で共通しているとしたうえで「国民」＝縦、「公民」＝横の観念として両者を区別し、国家を形成する際には双方が必要であると述べている。

一言にして尽せば、国民は縦の關係に重点をおいた観念であり、公民は横の關係に先ず着目した観念である。……国民の自発的思念によって国家を築き上げるには、国民同志が各自の分を尽し、互に横に手を繋ぎ合せて、その横の平等同志の協力が、地盤から築き上げて遂に上下の方向に強

力な国家建築を作り上げていく。その必要から公民という語が出来たのではないか²⁹⁾。

2) 前田の公民教育思想の特徴

前田は公民科の持つ個人主義への批判に対して、前田は個人主義を「我欲的方面」と「責任心」に区別したうえで、後者を重視することにより、選挙違反を中心とする立憲制、政党制の持つ問題点が解決されることを主張する。

立憲自治の妙諦は、治めらるゝ者が同時に治めることである。それには、個人の責任という事が玩味されずしては、到底その効果を収め難い。……若し個人主義は舶来思想だから一切排撃せよというなら、公民教育は即刻廃止する方が気が利いて居る。

我国の時弊は、物質文明の流入により、個人主義の我欲的方面のみが、容赦なく各階層の人身を汚毒したことである。然も盾の半面をなすべき個人の責任心が全然閑却された事に注意が向けられ、ば、立憲自治制度の頽廃決して怪しむに足らないのを悟るのである³⁰⁾。

また、前田が社会連帯を主張する背景には、労働運動の存在と社会政策の必要性を認めつつも、「過激な」労働運動の穏健化が必要であるという認識があり、また地方自治における社会階層を受け入れ、「みずから治める」作為的な努力が必要であるとの主張が存在していた。当時、社会連帯や共同生活に関する主張は「人々が共同生活の観念に目覚めて、其の深き自覚の下に行動し生活する處に、初めて真の平和なる社会があり、政治も経済も社会的正義の要求に適い、思想問題、社会問題等より生ずる社会的不安は除かるゝ³¹⁾」として共産主義、労働問題、小作問題に対応する社会政策と関連付けられていたが、労働問題や階級意識そのものの幻想性を主張する公民教育論者が存在する中³²⁾、前田の労働問題への認識および対応は、このような公民教育論とは異なるものであった。こうした個人主義と穏健を基調とした社会連帯を行う「横」の公民の育成は、最終的に「万世一系の比類のない、皇室の御統轄になる³³⁾」国家の発展に寄与する「縦」の構造に帰結するという意味において、戦前の公民科について「教育勅語の示す人間像からはみ出るものではなかった³⁴⁾」側面を指摘することができる一方、労働問題の存在を認め、また地方自治における政治の作為性の認識を背景とした個人主義の先行や社会連帯といった「横」の構造に関する主張からは個人の自由や能動性を重視する側面がうかがえる。

また、個人の確立を基調とした社会連帯を行うことを主張し、「横」の公民を養成することにより「縦」の国民を育成するという構造には、恩師である新渡戸稲造の思想との類似が指摘される。新渡戸は、日本において社会性の前提としての個人が確立されていない現状を問題視し、その完成にあたっては人間同士の「横」の関係だけではなく、超越者の存在を認め、その超越者との「縦」の関係を持つことが必要であるとする。

人生は社会の水平線（水平線）的關係のみにて活るものでないことを考えたい。水平線—多数凡衆の社会的關係を組織して居るその水平線—に立って居れば、多数の間に其の頭角を抜き、其名利を恣にし、又指導することも出来るであろうが、併し一步を進めて人は人間と人間とのみならず、人間以上のものと關係がある。ヴァーチカル—垂直線的に關係のあることを自覚した

い。……人間と人間との関係以上という、何だか耶蘇教の神らしいことになる。併し僕は必ずしも神と限るのではない。……只人間以上のあるものがある。そのあるものと関係を結ぶことを考えれば、それで可いのである³⁵⁾。

これに関して前田は、国体観念を超越者である「神様」の存在と重ね合わせ、人間との「縦」の関係を構成するものとし、個々人の行動を内面から律するということを論じていた。

敬神崇祖という事は根本的な大切なことでありますが、…兎角この実際の扱い方というものは外形的に流れ易い。……地方によると団体的に一定の遥拝式という時だけは色々遥拝をするけれども、今度は一人でもって外を歩く時は、神社に敬礼もしないという青年がある。……之は指揮者からの号令で初めて敬礼をするので、心の中から来て居る気持ちでなければ、兎角そういう事になるんだがという議が起ったが、之は殊に一番合理的な国体の観念という事に就ては、その狙い所が必要であるように思います。外から強圧的に命令するのではなく、心の中から湧き出る処の已むに已まれぬ気持、こういう気持を、殊に感激の心の強い、弾力の強い青年の時代に、若い時に之を養って行く。……そしてその尊貴性を充分認識致しますると、国体の観念の上に帝国憲法の示す政体の認識というものが立つのであると思うのであります³⁶⁾。

「縦」の構造における国体観念と宗教における超越者の同一視や、国体観念を強調する「縦」と個人の確立を訴える「横」の共存はそれぞれ矛盾、対立をはらんでいると思われるが、前田は注意深く天皇制に対する言及を避けるというようなことはせず、むしろ「横」を確立することでよりよい「縦」を実現しようとすることで両者を結びつけようと試みていた。しかしその後日本は、前田が独裁主義であるとして非難した³⁷⁾ ドイツ、イタリアと軍事同盟を締結し、アジア太平洋戦争に突き進むことになる。そして敗戦とともに公民教育思想の「縦」の構造を規定する万世一系の天皇による内面的・徳による統治が相対化され、天皇制と民主主義の関係が厳しく問い直される事態となった。

4. 戦後における公民教育思想

1) 敗戦直後の公民教育構想

1945（昭和20）年8月15日の敗戦を契機として、かつて「国民生活ニ須要ナル教育」（1924年実業補習学校公民科教授要綱）「立憲自治ノ国民トシテ必要ナル教養ヲ與フル」（1931年中学校公民科教授要目）とされたものの、1943（昭和18）年3月の中学校規定、実業学校規定、高等女学校規定の改正により教科目から削除され「国民科修身」に部分的に吸収された³⁸⁾ 公民科が、戦後国民教育の中心として再び注目されることになる。

8月18日、文部大臣に就任した前田は、マッカーサー元帥の高級副官であったフェラーズ代将と会談した折、「日本にシビックスを作り上げたい」旨を表明し、フェラーズ代将もこれに同意した³⁹⁾。そこで「シビックス」として前田が念頭においていたのは、戦時中修身に吸収される形で消滅した公民科であった。10月2～5日にかけて朝日新聞紙上で連載された座談会において、「長い間等閑視せられておった公民科を一つ復活強化する」「識者のお考えをもうかがって日本式の公民学といふか、公民科を作りたい⁴⁰⁾」と述べている。この公民教育への注目は幣原内閣の方針でもあった。幣原首相は施政方針演説

において「政府は軍国主義及び極端なる国家主義的教育を拭い去り、教育の目標を以て個性の完成に依る国家社会への奉仕に置くこととし、特に公民教育の画期的振興を期するものであります…⁴¹⁾」と述べている。

前田の公民科に対する関心の表明と併行して、文部省内部においても公民教育についての検討が進められ、11月1日には東京帝国大学教授戸田貞三を委員長とする公民教育刷新委員会が設置された。同委員会は合計8回の審議の後、12月22日に第一号答申を、12月29日に第二号答申を前田文相宛てに提出し、戦後公民(科)教育の方向性を打ち出すことになった。

このような、前田をはじめとした日本政府の公民(科)教育への注目は選挙権の拡張によって新たに選挙権を獲得した有権者の育成を直接の目的としていたことが指摘される。1946(昭和21)年1月20日に予定されていた衆議院議員総選挙に先立ち、1945(昭和20)年12月15日には衆議院議員選挙法が改正され、選挙権が満20歳以上、被選挙権が満25歳以上に引き下げられるとともに女性参政権が認められた。前田は1945(昭和20)年12月4日の衆議院議員選挙法中改正法律案外一件委員会において、選挙権の拡張を公民教育の好機ととらえて「今回の如き画期的なる選挙権の大拡張と云うものは、公民教育、政治教育に取り唯一絶好の機会であると考えるのであります…⁴²⁾」と発言している。また、政府は1945(昭和20)年11月20日に閣議において「総選挙ニ対処スベキ公民啓発運動実施ニ関スル件」を決定し、「憲政施行以来の画期的なる選挙法改正の要旨を闡明し国民有識者各層に対し正しき政治教育を実施し特に新有権者に対する啓発運動を強力且急速に実施するものとす⁴³⁾」とする方針を定めている。

2) 前田の公民教育思想と「日本的民主主義」

こうして敗戦直後においては、総選挙の施行を背景として公民教育の振興が前田を中心として唱えられていたのであるが、これは主権の所在をあいまいにした上で国民が政治に関与するという主張、即ち「日本的民主主義」と一体となって語られていた。座談会「アメリカ民主主義」の席上、前田は次のように述べている。

所謂民主主義政治とは決して君主統治主義の反対語となるのではなく、貴族政治や立憲政治に対するものであって、ギリシャ語のデモスの政治即ち民衆一般の政治、換言すれば民衆が責任を以てする政治であり、畏くも皇室を上にかき民衆が政治に関与し、その政府は「権力」と云ふよりはむしろ「奉仕」に重きを置くこれ日本的なる民主主義政治の特長であります。…民衆が責任を以てする正しい民主主義政治は正しい政治教育の基礎なくして到底行はれ得るものではありません。……そのために文部省は出来るだけ早い機会に教授要目、教科書其他各種教材の改訂を行ふと共に、今迄閑却せられたる公民科の強化を図り、殊にその内容に於て面目一新を期したいと存じてをりませ⁴⁴⁾。

ここでは、公民教育が「日本的民主主義」実現の手段として位置づけられていたといえる。そして前田によれば、民主主義の原理は国体の信念に反するものではなく、国体の中に民主主義の理念が含まれており、むしろ、一君万民の国柄は民主主義と合致すると語るのである⁴⁵⁾。前田の言うように天皇制と民主主義が矛盾しないということであるならば、国家主権の所在が議論の焦点となることは避けられな

いが、前田は日本的民主主義について「是は元首の統治遊ばす国体とは反するものではない」と述べるにとどまり主権の所在を明確に述べていない⁴⁶⁾。しかし前田は主権の所在をあいまいにする「日本的民主主義」に固執していたわけでもなかった。前田は幣原内閣で「民主主義」という言葉が使用されるようになるまでの経緯について次のように語っている。

しかし、(引用者注、東久邇宮内閣においては)まだ民主主義という文字を使用することには、世の誤解を顧慮して、多少躊躇を感じたのであった。……私の所管である文部省では、その意味を表現する場合には、民意暢達という文字を使用した。

しかるに、次の幣原内閣にも私は引きつゞき文相を勤め、翌年一月まで在任したのであるが、この内閣は、誕生の組閣声明において、初めて民主主義なる文字を使用した。……しかし、茲に使用せられた民主主義は、大正の昔、吉野作造博士が自由主義啓蒙運動時代に使用せられた民本主義と同意語であって、勿論、主権在民を公認したわけではないことはいうまでもない。……その遠慮しながらいい放った民主主義が今日ではどうであるか。この一文を執筆中の今は新憲法審議の議会最中であるが、衆議院では、保守陣営が寧ろ主唱者となって、憲法草案中、主権在民を明文化する修正をなし、政府はまた、これに同意を與えたと伝えられる。それを受けて、貴族院では、国体は改正案により変革されたのだとの議論が行われている。……国体護持—民意暢達—民主主義—主権在民—の成語の変遷に感慨無量を禁じ得ず、走馬灯のごとき世の動きに、轉た凡人の見透しの浅薄さを嘆ぜざるを得ないのである⁴⁷⁾。

幣原内閣宣言(引用者注、施政方針演説)ができた頃、閣僚の間にしきりに「日本の民主主義」という概念を作らねばならぬという説が盛んで、当時文相の地位にいた私にその定義作りをしりと迫られた。一体、民主主義と言う概念は普遍性を持っているところに値打があるので、特に何国の民主主義というものを初めから決めてかかる性質のものではない。……しかし、今から考えると、さような要望の起るのも、一つには突然占領軍から命ぜられた民主主義採用に対し、何分、降伏の間際でもなお鈴木内閣によって国体護持が唱えられていた前後の事情から見て、国の前途を憂える当時の指導階級が、一種の小さなレジスタンスとして日本の民主主義定義の必要を唱えたのは無理ならぬことといわねばならぬ⁴⁸⁾。

この回想からは、前田が文部大臣在任中に唱えていた「民主主義」が戦前、吉野作造が主張した「民本主義⁴⁹⁾」と同様に主権の所在を問わないものであったこととともに、「国体護持」を唱える人々に対する配慮が含意されているもの前田個人としては日本の特殊性ではなく、民主主義の持つ普遍的価値に重点を置こうと考えていたことがうかがえる。

3) 前田の公民教育思想と天皇制

前田は1946(昭和21)年に、戦前に出版した『公民の書』を一部修正した上で再度出版している⁵⁰⁾。ここでの修正点は、主に敗戦に伴って変化した日本の保有する領土、陸海軍省の廃止といった政治機構の変化などの事実関係に影響する部分や、日本の諸外国に対する優越性を主張する部分が削除されるにとどまり、個人主義の先行、社会連帯については『公民の書』やそれ以外の著作においても一貫して主

張されている。

民主主義を実質的に成功せしめるには、社会連帯、社会統制の思想の真髓が掴まれなくてはならない、その社会連帯思想は、先ず、自覚せる個人のあることを前提とする。個人の自由が貴ばれ、人格の権威が認められ、個人の相違と責任が重んぜらるる社会においてこそ、強権的でなく、自発的に結ばれる横の関係が完成されて、社会連帯の基礎が出来るのである⁵¹⁾。

その一方で、公民教育思想における「縦」にあたる天皇の位置づけが変化していることが指摘される。すでに明らかにしたように戦前、前田は国体観念を超越者である「神様」と重ね合わせ、人間との「縦」の関係を構成するものとし、超越者との関係によって自らの行動を決定すべきであると主張していたが、戦後になると前田は天皇を超越者としてのキリスト教の神と区別し、天皇が現世における存在であるという見解を明確に表明するようになる。前田は、1945（昭和20）年12月10日の国会審議において「天皇陛下は神であるか、人であるか、神格であるか、人格であるか承りたい」という質問に対して「日本の神と云う言葉は、西洋あたりで申して居りますような神とは余程観念が違ふようでありませぬ、でございますから観念次第に依りまして神でもあらせられ、人でもあらせられる、斯う云う風に申せるであらうと思ひます⁵²⁾」と答弁している。これは前田自身も述べている⁵³⁾ように、いずれか一方を選択しないという意味においてうやむやなものであった。しかしこの答弁で前田は、天皇が「現世において」至高の地位にあるのであり、全知全能、造物主であるキリスト教の神とは異なることを明確にしようとする姿勢を示したのである。

また前田は文部大臣時代、1946（昭和21）年1月1日に発表された天皇のいわゆる「人間宣言」の起草に携わっている⁵⁴⁾が、ここからは彼が敗戦直後に抱いていた天皇観と公民教育に対する熱意がうかがえる。前田は1945（昭和20）年12月23日、幣原首相から呼び出しを受け「人間宣言」の原案となる英文のメモを手渡された。前田は後年「人間宣言」起草の経緯を次のように回想している。

…これが大体、幣原さんから頂いたメモと詔書草案との関係であるが、さきに述べた通り、この際、更に進んで今後国民が向うべき方途として詔書が示すところは第六節目であつて、これはメモとは全然関係なく起草せられたものと言うことが出来る。

この第六節で重点を置いて居る箇所は、「公民生活ニ於テ団結シ、相倚り相扶ケ、寛容相許スノ気風ヲ作興シ」云々であるが、要は各人がお互いに平等の位置にありつつ、築き上げて行く公共生活であった。……起草当時、私の頭に去来した思想はやはりこの公共生活への日本人の開眼と言うことであつた。折角、陛下から有難い人間宣言のお言葉を発せられる時に、この点に触れて頂いたらと言う考えがあつたことは否めないのである⁵⁵⁾。

この回想からは、前田が「団結」や「平等」といったいわば「横」と、「各人がお互いに平等の位置にありつつ、築き上げていく」いわば「縦」の構造を持つ公民生活、公共生活への言及を「人間宣言」の役割の一つとらえていたことがわかる。「人間宣言」そのものは、天皇の神格性を否定し、「国体論的天皇制」から「象徴天皇制」への第一歩を踏み出すきっかけとなったとも評価されるものであり⁵⁶⁾、前田はその起草に携わっていたことから、天皇制の民主化に大きな役割を果たしたという評価を与えるこ

とも可能であろう。しかし「人間宣言」が前田の文部大臣としての勅語擁護の立場と結びついている限り、後年教育勅語が排除される際に示された「たとえ完全なる真理を述べていようとも、それが君主の命令によって強制されたというところに大きな間違いがあった⁵⁷⁾」という教育勅語の本質把握をあいまいにするという限界が指摘されなければならない⁵⁸⁾。

既に述べたように、戦前の前田の公民教育思想における「縦」と「横」の構造には新渡戸稲造の主張との類似が見られる一方、新渡戸は戦前の前田のように国体観念と「人間以上のもの」を結びつけて論じることはなく、天皇の神格性については明確にこれを否定している。新渡戸は国体について、「建国以来国を従え統治してきた家族の首長が、最高の社会的威厳と政治的権力を保持すること⁵⁹⁾」とし、天皇が政治的権力と宗教的権威を一身に具える存在であると考えていた。その一方で、「王と雖も人間である。天子様であっても人間であらせられる⁶⁰⁾」とし、天皇が超越者としての「神様」ではなく人間であることを明確に表明している。新渡戸にとって、天皇は政治的権力と宗教的権威の双方を具えるものであるが、「神様」ではなく人間であり、従って現世に限定された存在として考えられていたといえよう。一方戦後の前田の天皇に対する位置づけは、天皇が現世の人間であるということを出すことで、天皇制を維持するという前提のもと、天皇と国民との間の支配と服従における神話的血縁関係を明確に否定したものであった。天皇の神格性を否定するとともに「縦」と「横」からなる公民生活の重要性を説く「人間宣言」は前田にとって、戦後の日本においてなお個人主義の先行や社会連帯といった「横」の構造の実現が課題であることを表明するとともに「縦」の構造から天皇の神格性を取り除く意義を持つものであった。それは新渡戸が唱えていた天皇と国民との関係の実現とも言うべきものであった。

4) 前田と公明選挙連盟

1946(昭和21)年1月、前田は戦時中に新潟県知事、北陸地方行政協議会会長を務めていたことにより公職追放を受けた。その後前田は1952(昭和27)年に設立された公明選挙連盟の理事長に就任する。公明選挙連盟は「法の禁ずる事前運動に多額の金銭が消費せられる」ような選挙の実態を改め、「民主政治の確立を期し、国会その他各種の選挙が公明に行われるよう推進すること⁶¹⁾」を目的とし、講演会の実施や報道機関との連携により「公明選挙運動」を展開したが、前田が公明選挙連盟に関わった背景には日本に個人主義と社会連帯が根付いていないため正しい選挙が行われず、民主主義の実現が危ういという認識があった。

民主主義は、この知らぬ他人同士が運命共同体の意識を以て、手を連ね合わせて共同生活を処理することであるから、個々の対人関係以上に、包括的な連帯生活意識を持たぬ人民に、民主主義の運営は出来っこないのである。……人見ずとも、人知らずとも、広く人類生活のために己れの分を尽すという責任のない所に、選挙による政治が正しく行われる筈がないのである。……政治家が社会に対する公約を守らずに、ただ親分子分のつながりや、全然自己本位の皮算用に終始し、一般国民もまた利害情実のみ縛られて正しい選挙をなし得ないのも、みなこの普遍的な責任感を欠如して居るからである。⁶²⁾

このように前田は、日本人には社会連帯の意識が育成しきっていないため正しい選挙も民主主義も実

現されていないという認識のもと、個人主義を基調とする「知らぬ他人同士」の社会連帯の意識を背景とした正しい選挙の実現を目指して公明選挙運動に取り組んだのであった。したがって前田にとって公明選挙運動は、戦前から未だ実現されていない自らの公民教育思想の「横」の構造を実現するものとしてとらえられていたといえよう⁶³⁾。

5. むすびにかえて

前田の戦前及び戦後の公民教育思想では、「縦」の構造内部における天皇とキリスト教の神に代表される超越者や、それぞれ「横」と「縦」の構造をなす国民主権と天皇主権、個人の自由と国体観念・教育勅語といった、一見矛盾、対立する要素が結び付けられていたことが指摘される。

「縦」の構造では、戦前、天皇と超越者が重ねあわされていたため、超越者ととも天皇・国体観念によって国民一人ひとりの内面は統制され、個人の行動は天皇の内面的統治による国家への奉仕と位置づけられていた。しかし戦後は国体に関する国会答弁や「人間宣言」起草に見られるように天皇の神格性を否定することで、個人、特にキリスト者を内面的に統制するキリスト教の神との住み分けを図ろうとした。このような試みは当時日本のキリスト者が一般に直面していた、キリスト教が日本の忠孝倫理や天皇制と矛盾するものであるという批判にどのように応えるかという課題に対する解答であった。ただし、前田の戦前の公民教育思想に見られる「縦」の構造において天皇とキリスト教を重ね合わせる試みは、天皇制に忠実なキリスト教を生み出したとして批判され⁶⁴⁾、また神格性の否定については既に戦前、新渡戸稲造が同様の議論を展開しており、戦後前田により新たに展開されたものではない。

また「横」と「縦」の構造について、国民主権と天皇主権の対立は、主権の所在を問わない「日本的民主主義」を採用することで解決を図ろうとした。前田は後年の回想で「日本的民主主義」を主権在民が実現するプロセスとして認識していたと述べるが、周知の通り、1946（昭和21）年2月1日に毎日新聞がスクープした「憲法問題調査委員会の試案」において天皇は依然として「統治権の総攬者」であり、主権の所在をあいまいにしたまま大日本帝国憲法の枠組みを維持しようとする試みがすんなりと国民主権の実現へと移行したわけではなかった。前田が当時実際に文部大臣として唱えていたのはあくまで「民本主義」の意味における「民主主義」であり、たとえ前田が民本主義と同義の「民主主義」を主権在民が実現するプロセスとして認識していたとしても、前田自身が当時の政治状況の中においていかに主体的に「日本的民主主義」を国民主権へと展開させて行こうとしていたか、天皇制の存続と国民主権の両立を実現しうる選択肢を提示しえたかということについて一切語っておらず、その具体的道筋は明らかではない。従って前田が戦後も公明選挙運動を通じ追求し続けた「横」の構造も、天皇主権を否定しない「日本的民主主義」の持つあいまいさにより限界を持つものであったと考えられる。

しかしこのような限界を持ちつつも、前田の公民教育思想は国民主権と対立する天皇主権や、個人の内面を統制する国体観念および教育勅語から逸脱する可能性を持っていたことが指摘されなければならない。特に「横」の構造をなす個人主義と社会連帯の背景となった、労働問題の存在を認め社会政策の必要性を訴えるとともに社会階層の存在や政治の作為性を強調し「みずから治める」ことの重要性を説く地方自治観からは、労働問題や階級意識の幻想性を主張する公民教育論者とは異なり、天皇主権や国体観念、教育勅語といった抽象的理念からではなく、具体的現実をあるがままに認識することから出発しようとする姿勢がうかがえるのである。この可能性がどの程度のものであったのかということについて明らかにするためには、前田が文部大臣時代、公式発言とは別に「日本的民主主義」や教育勅語のそ

の後をどのように構想していたのかということが明らかにされなければならない。個人の確立や社会連帯から成る「横」と、「公民が持ち寄ってお互いの生活を作り上げて行く」「縦」の構造そのものは抽象的であり、政治体制が天皇主権、国民主権のいずれであろうとも適合的な議論である。従って、その時代状況においてどのような政治体制や公民像が構想されているかということが「横」の構造の持つ限界と可能性を検討するために今後明らかにされなければならない。

注

- 1) 齊藤利彦「戦後教育改革と『公民教育構想』—戦後における道徳・社会認識教育の出発—」(『日本の教育史学』26, 1983, p. 26)
- 2) 齊藤利彦「公民科教育史研究序説」(『東京大学教育学部教育史・教育哲学研究室紀要』1982, p. 30)。齊藤は、近代立憲主義＝民主主義には「少数者の支配の維持・『上から』の社会統合のための<イデオロギーとしての近代立憲主義＝民主主義>という側面」と、「その立憲主義＝民主主義が全社会的規模では実現されていないという認識に立ち、到達すべき目標であるとする<理念としての近代立憲主義＝民主主義>という側面」の両義性が存在すると指摘した。
- 3) 武田清子『戦後デモクラシーの源流』岩波書店, 1995
- 4) 前田多門「都市生活と公民教育」(『公民教育』2(10), 1932), 前田多門『公民の書』選挙粛正中央連盟, 1936, 前田多門『青年と公民教育』(『公民教育叢書 第壹輯』文部省社会教育局, 1937)
- 5) 昭和同人会『昭和研究会』経済往来社, 1968, 酒井三郎『昭和研究会—ある知識人集団の軌跡』講談社, 1985
- 6) 堀尾輝久「《公民》及び公民教育について—近代社会における《公民》概念と、日本における公民教育の意義—」(『教育学誌』1, 1957)
- 7) 前田多門「道草の跡」(『山荘静思』羽田書店, 1947, pp. 188-189)
- 8) 前田多門『国際労働』岩波書店, 1927, p. 66
- 9) 前田『国際労働』pp. 67-68
- 10) 前田多門『地方自治の話』(第二朝日常識講座第六卷)朝日新聞社, 1930, pp. 256-257
- 11) 前田『地方自治の話』, p. 257
- 12) 前田『地方自治の話』pp. 1-4
- 13) 前田『地方自治の話』pp. 12-13
- 14) 前田『地方自治の話』p. 89
- 15) 前田『地方自治の話』p. 13
- 16) 前田『地方自治の話』pp. 247
- 17) 前田『地方自治の話』pp. 250
- 18) 前田多門「町会自治雑感」(『東京市町会時報』1937年7月号, p. 8)
- 19) 後藤新平『国家衛生原理』忠愛社, 1889, pp. 88-89
- 20) 後藤新平『自治生活の新精神』(第三版)内観社, 1920, pp. 10-11
- 21) 後藤新平「自治は人類の本能」(『都市公論』5(5), 1922, p. 11)
- 22) 後藤新平『政治の倫理化』大日本雄弁会, 1926, pp. 52-53
- 23) 前田『公民の書』pp. 6-7
- 24) 前田『青年と公民教育』p. 19
- 25) 前田『青年と公民教育』p. 16
- 26) 前田『青年と公民教育』pp. 14-15
- 27) 前田『青年と公民教育』pp. 21-25, pp. 48-49, 『公民の書』pp. 13-15
- 28) 前田『青年と公民教育』p. 24
- 29) 前田『公民の書』pp. 10-11
- 30) 前田多門「公民教育と政治道徳」(『教育』3(10), 1935, pp. 3-4)
- 31) 木村正義『公民教育』富山房, 1925, p. 60

- 32) 紀平正美「日本文化の特殊性」(文部省普通学務局・実業学務局編『公民教育史料集成』帝国公民教育協会, 1933)
- 33) 前田『公民の書』pp. 18-19
- 34) 中野重人「わが国における公民科教育の史的 연구 3」(『宮崎大学教育学部紀要社会科学』35, p. 97)
- 35) 新渡戸稲造『修養』実業之日本社, 1911, pp. 60-61
- 36) 前田『青年と公民教育』pp. 34-36
- 37) 前田『青年と公民教育』p. 38
- 38) 『近代日本教育制度史料』第二巻, p. 509
- 39) 前田多門「政治と民主主義」(『前田多門 その文・その人』前田多門刊行会, 1963, pp. 100-102)
- 40) 朝日新聞, 1945年10月4日
- 41) 『第八九回帝国議会衆議院議事速記録』第二号, 1945年11月29日, pp. 6-7
- 42) 『第八九回帝国議会衆議院議事速記録』第六号, 1945年12月4日, p. 82
- 43) 「総選挙ニ対処スベキ公民啓発運動実施ニ関スル件」1945年11月20日(近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料』第二十七巻, 1958, pp. 345-346)
- 44) 『近代日本教育制度史料』第十八巻, p. 495
- 45) 『第八九回帝国議会衆議院予算委員会議録』第7回, 1945年12月8日, pp. 129-130
- 46) 『第八九回帝国議会衆議院予算委員会議録』第7回, 1945年12月8日, pp. 129-130
- 47) 前田多門「終戦直後の回顧」(『山荘静思』pp. 9-13)
- 48) 前田多門「日本で民主主義はものになるか—集団群居的画一主義から脱却せよ—」(『中央公論』70(2), 1955, pp. 29-30)
- 49) 吉野は「憲政の本義を説いて其有終の美を済するの途を論ず」(『中央公論』31(1), 1916)において、「民本主義」では主権が君主と人民のどちらにあるかを問わないとした。
- 50) 前田多門『公民の書(補修版)』社会教育協会, 1946
- 51) 前田多門「民主主義の行程」(『山荘静思』p. 53)
- 52) 『第八九回帝国議会衆議院予算委員会議録』第8回, 1945年12月10日, pp. 164-165
- 53) 前田多門「『人間宣言』のうちそと—再び, われわれは天皇を神にしてはならない, という祈りをこめて—」(『その文・その人』p. 82)
- 54) 「人間宣言」作成の経緯には諸説ある。高橋紘, 鈴木邦彦『天皇家の密使たち—占領と皇室』文春文庫, 1989によれば12月25日に幣原が英文を作成し26, 27日に福島秘書官が邦訳を行ったとされるが, ここでは「人間宣言」作成の経緯には踏み込まず, 前田にとっての「人間宣言」の意義に着目した。
- 55) 前田「『人間宣言』のうちそと」(『その文・その人』pp. 78-81)
- 56) 山住正己, 堀尾輝久『戦後日本の教育改革2 教育理念』東京大学出版会, 1976, p. 147
- 57) 1948年5月27日参議院文教委員会における羽仁五郎の発言(第二回国会参議院文教委員会会議録第一号, p. 9, 片山清一編『資料・教育勅語』高陵社書店, 1974, p. 294)
- 58) 公式発言以外に前田の教育勅語に対する評価を明らかにする史料は見当たらないが, 敗戦直後の時期に前田の発意によって前田のほか芦田均, 森戸辰男, 安部能成, 和辻哲郎, 田中耕太郎, 務台理作らが教育勅語の取り扱いについて意見交換をし, 教育勅語を弁護する意見のほか, 新教育勅語換発, 法律形式により教育の基本方針を明らかにするという三つの意見が出たという(田中二郎「地方自治と教育委員会制度」『日本教育法学会年報』4, 1975, 田中「教育基本法三〇年」『季刊教育法』23, 1977春号)
- 59) Inazo Nitobe, Japan, (London : E. Benn, 1931) p. 171
- 60) 新渡戸稲造『内観外望』実業之日本社, 1933, p. 106
- 61) 明るい選挙推進協会編『明るい選挙推進運動30年史』明るい選挙推進協会, p. 93
- 62) 前田多門「日本人の責任観—政治家も警察も弛緩している—」(『文芸春秋』32(18), 1954, pp. 103-104)
- 63) 公明選挙連盟には前田の他に後藤文夫や堀切善次郎, 市川房枝ら, 戦前の選挙粛正運動に参加した人物が参加しているほか, 戦前公民教育を唱えた関口泰や山政道らの名前もある。『明るい選挙推進運動30年史』p. 95
- 64) 土井昭夫「天皇制とキリスト教 中」(『福音と世界』1978年3月号, p. 79)。ここでは、「キリスト教が天皇制と共通する思考方法, つまり垂直的でエリート的な方法を再検討する必要」が指摘されている。